

住宅宿泊事業法の施行状況と 違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組について

資料4

住宅宿泊事業法の届出状況等について(10月31日時点)

- 住宅宿泊事業の届出の提出は11,069件、うち受理済み9,726件
- 住宅宿泊管理業の登録の申請は1,382件、うち登録済み1,282件
- 住宅宿泊仲介業の登録の申請は65件、うち登録済み51件

違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

- 観光庁から住宅宿泊仲介業者に対し、住宅宿泊事業法の施行日(6月15日)時点の取扱い物件について報告を求め、自治体において適法と確認できなかった物件については、観光庁から仲介業者に対して掲載削除するよう指導を行った。なお、結果については以下のとおり。

(単位:件)

施設の類型	確認結果	適法と確認できた物件	適法と確認できなかった物件	合計
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅		3,443	1,281	4,724
旅館業法に基づく許可物件		13,388	2,830	16,218
特区民泊の認定施設		3,161	777	3,938
イベント民泊		12	46	58
合計		20,004	4,934	24,938
合計件数に占める割合		(80%)	(20%)	(100%)

- 観光庁から仲介業者等に対し、9月30日時点の取扱い物件についても報告を求め、9月30日時点で登録済の住宅宿泊仲介業者50社と、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の取扱いがあった旅行業者5社から提出された41,603件の物件について、現在自治体において適法性の確認作業中である。
- その他、通報等により違法な物件の掲載が確認された場合には、観光庁より削除要請等の指導を個別に行っている。